

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	副主幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 20 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 25 年 5 月 31 日（金曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 17 時 22 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～大谷		和田副主幹
欠席委員	なし		橋本主査
説明員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 概 要	○休憩中、4 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。		
	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	○地域の元気臨時交付金について		
	(1) 滝川市税条例の一部を改正する条例について		
	(2) 平成 25 年度一般会計補正予算について		
	(3) 「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について		
	(4) 平成 24 年度コミュニティ施設の決算状況について		
	(5) 滝川市男女共同参画計画の策定について		
	(6) 平成 24 年度ごみ処理状況について		
	(7) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する		
	条例について		
	(8) 平成 25 年度一般会計補正予算について		
	(9) 二の坂保育所における感染性胃腸炎患者の発生について		
	(10) 平成 25 年度一般会計補正予算について		
	(11) 通信端末を利用した地域の見守り実証事業の結果について		
	(12) 平成 25 年度一般会計補正予算について		
	(13) 健康づくりスタートアップ講演会について		
	(14) 定期予防接種の追加について		
	2. 第 19 回厚生常任委員会における質疑に対する答弁について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	・地裁判決による関係職員評価への影響について		
	・懲戒処分の見直しが行えない理由について		

議 事 の 概 要	・就任時の前副市長への情報提供について
	・監査委員の職務内容について
	・副市長の監督権について
	・元秘書課長の福祉事務所への確認内容について
	3. 第2回定例会以降の調査事項について
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。
	4. その他について
	・厚生常任委員会の道外視察について、10月21日の週に行うこととし、場所等につい
	ては、確定後に委員長から連絡することに決定した。
	5. 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
上 記 記 載 の と お り 相 違 ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊞	

平成25年5月29日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年5月8日付け滝議第26号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部総務課長	田 中 嘉 樹
総務部財政課長	高 橋 一 美
総務部財政課副主幹	堀 勝 一
総務部財政課主査	万 年 英 人
市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課副主幹	横 山 浩 丈
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課主査	須 見 公 実 子
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 論
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	工 藤 恒 裕
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課主幹	杉 原 慶 紀
市民生活部市民課副主幹	寺 嶋 悟
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中 川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	小 峯 智
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	鈴 木 勝 敬
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子

保健福祉部健康づくり課副主幹
保健福祉部健康づくり課副主幹
~~保健福祉部健康づくり課主査~~

小野寺 英 子
白 石 美 幸
~~運 上 明 子~~

(総務部総務課総務グループ)

第20回 厚生常任委員会

H25. 5. 31 (金) 午後1時30分

第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

○休憩～4月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

○ 地域の元気臨時交付金について

(資料) 財政課

《市民生活部》

(1) 滝川市税条例の一部を改正する条例について

(資料) 市民課

(2) 平成25年度一般会計補正予算について

(資料) 暮らし支援課
まちづくりセンター

(3) 「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について

(資料) まちづくりセンター

(4) 平成24年度コミュニティ施設の決算状況について

(資料) 暮らし支援課

(5) 滝川市男女共同参画計画の策定について

(資料) //

(6) 平成24年度ごみ処理状況について

(資料) //

(7) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

(資料) //

《保健福祉部》

(8) 平成25年度一般会計補正予算について

(資料) 福祉課

(9) 二の坂保育所における感染性胃腸炎患者の発生について

(資料) 子育て応援課

(10) 平成25年度一般会計補正予算について

(資料) 介護福祉課

(11) 通信端末を利用した地域の見守り実証事業の結果について

(資料) //

(12) 平成25年度一般会計補正予算について

(資料) 健康づくり課

(13) 健康づくりスタートアップ講演会について

(資料) //

(14) 定期予防接種の追加について

(資料) //

2. 第19回厚生常任委員会における質疑に対する答弁について

(口頭) 福祉課

・地裁判決による関係職員評価への影響について

総務課

・懲戒処分の見直しが行えない理由について

・就任時の前副市長への情報提供について

・監査委員の職務内容について

・副市長の監督権について

・元秘書課長の福祉事務所への確認内容について

3. 第2回定例会以降の調査事項について～別紙

4. その他について

5. 次回委員会の日程について

○ 開 会

第20回 厚生常任委員会

H25.5.31 (金)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第20回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席いただいております。議長の出席をいただいております。委員外議員として大谷議員の出席を許可しております。報道関係につきましては、プレス空知の傍聴を許可します。やっと春らしくというか、春がなく夏が来たのかなという感じの暑さになってきましたけれども、くれぐれも車の運転には、事故さらに違反等も含めて、我々議員も市の職員の皆さんにつきましても十分注意をしていただきたいと思います。おります。

ここで休憩をとしまして、4月1日付の人事異動に伴う職員の紹介をいたします。休憩いたします。

休 憩 13:31

再 開 13:38

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1. 所管からの報告事項について

1、所管からの報告事項について、地域の元気臨時交付金についての説明を求めます。

○地域の元気臨時交付金について

高橋課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

窪之内 2点についてお伺いいたします。

1点目は、交付限度額については、平均より多い85.6パーセントということなのですが、金額そのものについて当初これぐらいはと考えていた金額と比較して、5億1,817万9,000円、第1次分としてはどのように捉えればいいのかというのが1点と、26年度の基金に繰り越した分についてはもう既にこういった事業を行いたいというものが出されてきて、25年度と26年度に振り分けてあるということなのか、また新たに各所管から26年度事業についてはこういった事業ということで上げてもらう段階なのか、どちらなのかお伺いしたいと思います。まず、1点目の当初の予定額ということでございますが、これは前段ご説明をしておりますように平均的な8割ということでございますので、地方負担分が6億517万3,000円ということでございますので、この8割の4億8,413万8,000円を想定をしていたところでございます。

高橋課長 それから、2点目の平成26年度事業についてでございますけれども、これについては所管のほうから当初から26年度事業を想定をさせていただいておりますので、26年度事業についても提出をしていただいて、26年度分、25年度分という形で査定をした上で事業を決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

窪之内 そういうことで見ると若干予想を超える数千万円のいい結果になったというこ

とだと思うのですが、ここには25年度の一覧しかないのですけれども、出してほしいということになれば26年度事業の一覧というのは出せる段階にあると考えていいのでしょうか。

高橋課長

事務作業としては内容がある程度把握している部分ではございますけれども、予算としては今のところまだ予算協議を通っている状況ではないので、まことに申しわけないのですけれども、金額としてはこの分を先送りしますが、事業費として幾らになるかというのは26年度予算で審議をしていただくという形をお願いをしたいと思います。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますでしょうか。

2点ですが、まず縦の2の交付限度額が5億1,800万円で交付金充当事業のAプラスCが5億6,000万円ということで、何となく5億1,800万円がAプラスCに一致するのかなと思うのですけれども、一致しないことについての説明、ほかから財源が入っているということなのか。

あと、この事業については、3月の時点で抽象的な表現で4月末とか5月頭にその金額が確定していくということが言われていましたが、どんな日程で空知総合振興局を通して市のほうに問い合わせ、あるいは連絡があったのか、その流れをできるだけ細かく、何月何日、何というふうにお伺いをしたいと思います。

高橋課長

まず、先ほどの補正額と臨時交付金の額についてでございますが、まず補正額のほうにつきましては事業費ということでございまして、学校教育施設改修事業については補助金、特定財源が入っているというのが1点でございます。それから、元金臨時交付金を有効に使うためには入札等がございまして、入札差金というものが出るということを当初から予定をした上で施設整備政策基金の繰り入れを見込んでおります。これによって、事業費補正額としては5億6,083万5,000円としたところでございます。

堀副主幹

空知総合振興局、国、道とのやりとりなのですが、当初4月下旬から5月に交付限度額が示される予定ということだったのですが、3月補正の基礎額の確認、こういうものをしていくのに予想以上に時間がかかっておりまして、内閣府から出ました交付上限額の通知の日付が5月27日付となっております。

以上です。

清 水

1点目についていえば、予算は5億6,000万円だと、入札差金等、結果として例えば95パーセントであれば約3,000万円下がりますよね、そのような見込みで一般財源からも3,300万円ほど入れてありますということですね。要するに別の補助金も入っているということで、正しければ特に答弁は必要ないです。

2点目の答弁は5月27日付で額が確定したと、私が聞いたのは、27日に確定して、それからこういった積み上げ作業をしたのでは全然できるわけないわけで、かなりの精度で相当前からわかっていたということについてなのです。それが3月の時点でもう既に8割という数字は出ていたわけだから、8割でずっと進めていましたと、4月は全く何の連絡も何の話もなく、5月27日に8割が85パーセントになったということで、積み上げた中で予備としていた5パーセント分を入れて、これが報告されたのはきのうです。一日二日で全体をつくったと、そういう流れなのか、それとも途中経過が5月27日までに空知総合振興局との間で何らかのものがあったのか、そこを説明願います。

高橋課長

確かに示されたのは5月27日で、これ以前には限度額の詳細については示され

ておりません。私ども予算については、先ほども申し上げましたが、26年度までの平準化した予算として考えておりましたので、その中で交付限度額が出た時点で細かい数字の精査をさせていただいて報告をさせていただいているということでございまして、全体額といたしましては、予算協議をしていた段階の中では26年度に基金を積み込む部分がもう少し絞り込まれていましたが、今回上乘せされた部分を26年度基金に積み上げたというような、端的に説明しますとそういうような形になっております。

以上でございます。

清 水

この問題は、僕は3月の時点でおよその見込みを示してほしいと質問をしているのだが、全く示せませんという答弁をしたのです、当時。けれども、国はもう8割と言っていて、財政力によってそのばらつきをつくるということまで言っていて、ぴたっと決まってきているわけです。国の政策の性格というか、今の政府の性格というか、そこをつかんで、確定しないものは一切公表できないというのではなくて、当時旭川市だとか帯広市はこの金額について見込み表というものをつくって議会に提出していたのです。だから、ここで自治体の市民、議会に対する情報公開のレベルが問われているのだと思うのです。こういうお金の出し方というのは自民党政府の得意中の得意だから、もう10年ぐらいずっとこれをやってきているから、こういうことをこれからは議会に対しても、8割と出たら、8割というのは幾らで、その事業でやるとしたら可能性としてはこういう事業なのだと、それぐらいは示せるような役所になっていただきたいと今回特に実感しました。そんなことで、今後の改善について伺います。

高橋課長

3月の議会のときにお話しした部分というのは、追加公共事業をどの事業を基礎額にするかということが明確に示されていなかったということでございまして、8割という数字は既に示されておりました。ただ、そのもとになる地方負担分が幾らになるかというような積算を私どもではできない状況にあったものですから、それについてはそのときに数字が出せないということでお答えをしたところでございます。今後についても、ある程度状況を見ながら、国からのそういう指示の内容をしんしゃくした上で、積算できるものについてはご報告をできるだけしていきたいと思っております。

以上でございます。

委 員 長

ほかに質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

この件につきましては報告済みといたします。

引き続き市民生活部からの説明を求めていきますが、議案関連事項につきましては(1)、(2)、(7)が議案関連となっております。

まず(1)、滝川市税条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(1) 滝川市税条例の一部を改正する条例について

寺嶋副主任幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(2)、平成25年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(2) 平成25年度一般会計補正予算について

配野課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

木 下 質疑ございますでしょうか。

まず1番目のまちづくりセンターに要する経費の中で250万円の備品の内訳と2番目の消費生活相談員等レベルアップ事業の市民生活推進費の研修参加助成事業の56万円の旅費とか、そういう内訳について伺います。

以上です。

配野課長 まず、1点目の一般コミュニティ助成事業の250万円の中身ですけれども、主なものについて説明をさせていただきたいと思います。まず、テントに約56万円、それから発電機、これが約37万円です。それから、机だとか、ガーデンテーブルだとかガーデンチェアになりますけれども、これがおおむね70万円ちょっとになります。大きなものとしてそのようなものであります。

それと、もう一つ、消費者行政活性化事業補助金ですけれども、これにつきましては、56万円の内訳ですが、研修会等に係る旅費ということになります。研修につきましては4研修を今のところ予算としては見ておりまして、52万4,000円になります。それに参加するための教材費、消耗品になりますが、これが1万円。会議に参加するための参加負担金になります、これは4研修、1研修2人ずつを見ておりますけれども、4研修に2万6,000円、合計56万円という積算内訳となっております。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

窪之内 細かいことをなるべく本会議で質疑しなくていいように、できれば報告してほしいというのが1点あるのですが、そういう意味で見ると、3番目のコミュニティ施設というのはどこなのかというのがわからないというのが1点。

それと、これは本会議でやったほうがいいのかなと思うのですが、1番の件で備品はどこに保管されることになるのかということと、いろんなところに貸し出す場合は有料になるのか、その点お伺いしたいと思います。

配野課長 元氣臨時交付金の関係ですが、場所につきましては三世代交流センター北地区分館、中身としましては屋上のほうが大分水が漏れるというような状況になってきておりますので、その補修をメインとして考えております。

以上です。

工藤所長 1番目の有料にするかどうかということと保管場所の関係ですけれども、保管につきましてはまちづくりセンターの2階、こちらのほうにシャッター付きの鍵のかかる部屋がありまして、そちらのほうに置くということで申請して、通っております。また、有料かどうかということですが、これは一応町連協に対する備品ということになりますので、町連協の加入団体につきましては無料ということで、それ以外については当初有料ということで考えていたわけなんですけれども、コミュニティ助成事業の趣旨が、料金を取ることが本来の補助金の趣旨から外れるということもありまして、私どもとしては当初修繕費だとか、例えば備品の更新するに当たって、そういったもののお金に充てたいという考えはあったのですけれども、許可する側と再度、その辺取れるかどうかということも今後検討というか、相手方と詰めた中で進めたいと考えております。

以上です。

委員 長
清 水 ほかに質疑ございますでしょうか。
町連協の財産というか、これまでに既存の貸し出しできるものがあつたのかというのが1点と、2点目は町連協の事務局が今どうなっているのかと、まちづくりセンター所管の団体になっているわけだけでも、団体については極力市は手をかけないということできているはずなので、こういった貸し出し作業とか実務とかも市の職員が手をかけることになるのかということも含めてお伺いします。

工藤所長 1点目の備品が今まであつたかということですがけれども、備品というのは特に今まではありません。
それと、事務局は私どもまちづくりセンターが事務局になっておりますけれども、今後備品の管理につきましては我々がするということになります。ただ、貸し出しというのが業務に支障を来すほどの部分ではないと考えております。それが頻繁に貸し出しが出るということになったときには、町連協のほうの理事等とも話した中で対応を図っていくということも考えていかなければなりませんけれども、今のところは事務局、我々職員が対応していきたいと考えております。
以上です

清 水 まず、いわゆる業務兼務でしたか、市の職員であり、同時に団体の事務局を兼ねるということについては、やめていった経緯があるのです。ただ、今こういう形で残っているものがあるというのは、久しぶりに、ああ、そうなのかと思ったのですが、丸ごと市が事務局を管理しているのか、お金も管理しているのか、お伺いしたいと思います。

工藤所長 町連協の事務局を持っております。当然会計の部分につきましても、事務局のほうで持っているということでもあります。

清 水 それは、2年ぐらい前に改革しましたよね。かなりの会計を持っているものもお返ししたということもあって、こういう大きい有名な重要な団体の事務局を直接市が、職員が持っているというのは意外なのだけれども、それは改革の中ではどういう扱いになっているのですか。何の問題もないのか、それとも何か経過措置だとか、例外だとかというような扱いになっているのか。

工藤所長 詳しい経過はここでお答えできませんけれども、ただ町連協は大きな組織であるわけで、町連協の中で事務局を持つということは、専従という形で持つということになり、金銭的なこともありますし、そういった経過の中で持てないということで現在に至っていると聞いております。

清 水 市の全体の他団体の事務局及び会計についての市の職員のあり方についての要綱等の根拠を、次回でも、あるいは場合によっては机上配付でもいいですけれども、求めたいと思います。

委員 長 今の点につきまして、期日は急がないですか。
(何事か言う声あり)

委員 長 なるべく早目に机上配付することは、所管では対応可能でしょうか。
(何事か言う声あり)

工藤所長 対応できます。

委員 長 委員の皆さんにお諮りしますが、資料要求をするということによろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

委員長
委員長
田村

それでは、資料の提出についてよろしくお願いいたします。
ほかに質疑ございますでしょうか。

これは、僕は役所側の見方で考えている。それは、町連協は僕もずっとかかわっているけれども、町連協が事務局を持つ体制はできていないということなのです。それで、何となく役所をお願いしているというか。このテントだとか椅子だとか、これは町連協のほうから欲しいという話があったのか。今まで備品も何もなくやってこれたものがなぜ急に要るようになったか。補助金が出るようになったから買うかということなのか。今工藤所長が言うには、貸し出しもそんなに頻繁にはないだろうと、ないのですよ。だから、最初にこういうものが要るというのは町連協からの提案でないと思うのだ。その辺のことと、会計については、町連協がしっかりするまではもう少しやってもらってほしいほうが無難だと。言い方はいろいろ含みがあるのだけれども、そのほうが無難で、公金を扱っている団体は団体がしっかりしていれば会計も、事務局も場所を構えてもらうと、そうでないところは誰かが目を通していないと会計上おかしくなる可能性もないわけではない。それで、会計のことはいいのだけれども、この備品の購入はどちらからの提案なのか伺います。

工藤所長

これは、町連協側からということではありません。ただ、今回町内会等活動促進事業補助金ということで、一部未来へつなぐ市民税1%事業から分離移行して新設した補助事業がございます。これは、新規のイベントを対象にするということの趣旨でありますけれども、そういったときに屋外イベントを開催したくてもなかなかできないという町内会等が多いということから、今回どちらかというと屋外イベント向けの備品の整備、あと例えばポップコーンだとか、かき氷機だとか、また電気フライヤーだとか、そういったイベントに使うようなもの等を17品くらい一応購入するというところで、これは町連協からではなくて、こういう補助制度があるということから、まず手を挙げたということでもあります。決定する、しないというのがぎりぎりにならないと決まらないものですから、それが決まったということでこういったものを整備したいということでもあります。なお、備品購入に当たっては、これは当然町連協で今度購入することになります。そのときにはある程度我々としての案、これが補助する団体側のほうにも備品の一覧表を渡してあります。ですから、これに準じた形で購入することになると思います。

以上です。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について説明を求めます。

(3)「未来へつなぐ市民力推進事業」の審査結果について

(別紙資料に基づき説明する。)

工藤所長

説明が終わりました。

委員長

質疑ございますでしょうか。

清水

1番の新なのですけれども、まずこのNPO法人の職員については2年ぐらい雇用交付金でこれを該当させて、その後こちらに就職なりしているという経緯があるのです。川の科学館の運営代行しているNPOですよね、同じところだ

と思う。それで、1つは、今回の指導者養成というのは全くの新規事業ではないと思うのだけれども、これまでも何かこういうような募集みたいのがあったと思うのですけれども、それは要綱との関係でどうなのかというのが1点。もう一つは、市費を投じて養成された方のさらなる養成にこういったものが使われるということではないでしょうかという、その確認です。

工藤所長

今回の養成につきましては、これは初めての養成ということで、あくまで滝川の自然体験活動の指導者と、その指導によって観光サービスが提供できるような人材を育成するということを趣旨に今年度については養成を主眼に置くということでございます。また、来年以降につきましては、さらなる指導者のレベルアップということと、実際にこの指導者が資格を取ることによって活動のできる場、そういったものを関係者と連携しながら実施していくということであります。また、ガイド以外の関係者、情報交換だったり、また実践的な活動、滝川の自然の豊かさ、素晴らしさなどを教育だとか、そういう部分にも広げていくと伺っております。

以上です。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(4)、平成24年度コミュニティ施設の決算状況についての説明を求めます。

(4) 平成24年度コミュニティ施設の決算状況について

(別紙資料に基づき説明する。)

横山副主幹

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

今の返戻金なのですけれども、指定管理というのは、指定管理を行う以上、新しいアイデアだとかでその館の利用をふやすということが最大のポイントなのです。あるいは、利用がふえなくても利用者の使い勝手がよくなるとか、そういう点で前進しているのか、変わらないのか、あるいは後退しているのかという一番大事な点をまず1点お聞きします。

2点目は、返戻金の問題なのです。これは、指定管理をしている他の公共的団体も含めて、お金を返しているというのはここだけなのです。コミュニティセンターだけなのです。その理由は何かといったら、幾らまでの利益だったら税金は払わなくていいということでやっているわけ。つまり本来であれば、税金といたって利益に係る部分は法人税幾らだったか、ほとんど利益ないから、本当の二、三万円でしょう、地方法人事業税が6万円でしたか、かかるということにもなるかもしれないけれども、それが法人が税金を払わないで済む範囲でやるなんていうことであれば、やっぱり主体的なことはできないのです。だから、ここが僕はコミュニティセンターが脱皮できないというか、言い過ぎになるかもしれないけれども、市役所の手のひらの上でやっている一番の要因だと思うのです。そういう点で、ことしも返戻金をやってしまったという点で、返戻金については改善、もうなくして、もっと言えば備品を買えばいいのです。何で備品を買わないのかという話です。そうしたら経費になって、何も利益なんか出ないのだから。どうもそのあたりの話が、もうこれは返すものだと思っているのかもしれないのです。これは全部備品買うということで、やってきた

配野課長

努力に沿うような形にしないとだめではないですか。お伺いします。

今の後段の返戻金の関係でありますけれども、支出総額の12分の1の金額が繰越金と比較してということになります。清水委員おっしゃったように、備品買えばいいではないかというようなお話がありました。これは、私どもといたしましても、コミュニティセンターには、余ったお金と言うのが適切なのかどうか、ちょっとわかりませんが、余裕があるときには将来必要となると思われる備品等について購入してほしいというようなことはお話ししております。ただ、役員さんもかわるというようなこともあつてか、うまく全体に伝わらない部分があるのかとは思いますので、今後も引き続き返戻金が出ないような形で活動していただくよう、お金の有効利用していただくよう周知していきたいと思えます。

横山副主幹

1点目の部分でございます。返戻金が指定管理者制度そのものの考え方として新しいアイデアで利用をふやしていく、もうけをふやしていくといった考えがあるのを阻害しているのではないかとございまして、滝川市といたしましては指定管理者制度の導入に当たりましては指定管理者の導入適用方針というのを作成しております。その中で、基本原則としては公募ですと。もちろん公募になるようなものについては、市場性の非常に高いような民間会社からの参入もどんどんいただいて利益を上げていただく、当然市民サービスを充足した上で利益を上げていただくということで考えてございまして、もう一つの柱として、滝川市の指定管理者制度の導入に当たっては、非公募施設と言われたりするのでございますけれども、例えば今回のコミュニティ施設などにつきましてはもともとは平成15年に地域管理という管理委託の形から始まっております。それは別の行政目的を持って進められている部分がございますので、それらについては必ずしも営利性を追求した形での指定管理者制度を突き詰めていくという2本立てで進んでおります。今回のコミュニティ施設につきましては、そういった事情もございまして、返戻金の云々というのは先ほど課長のほうからの話ありまして、備品を買えばいいではないか、修繕すればいいではないかという部分がございますけれども、きまる部分は一度おいておかせていただくと、それぞれ市と地域の協働の中で進んできた事業でございまして、こういった部分の中で出てきたものの一つの仕組みということで返戻金制度があるということで、今後そこについては地域にはお話ししていきますけれども、制度としてはご理解いただきたいと思えます。

今の話の流れということになりますけれども、当然利用増というような形で進むのが公募のほうの流れで、一般的に例えば三菱総研ですとか、そういったところで全国的に進めている流れの中ではそういった格好もございまして、では、地域管理施設はそれを全くやらなくていいのかといいますが、そういうことではございません。市民サービスを向上するという意味でも利用向上を図っていかねばならないのですけれども、例えば民間企業であればある程度一定程度の投資をして、それで回収をしていくということもございまして、それぞれの地域にはもともとの懐金があるということではございませんので、我々が支出しております少ない管理代行負担金と利用料収入の中でやっていただいているということがございまして、金を大きくかけた中での投資というのは難しいとは思いますが、今後もコミュニティ施設運営協議会等がございまして、市民サービスの向上という観点も含めてなるべくその辺盛り上げていけ

清水

るような形で進めていけるように協議をしてまいりたいと思っております。
まず、先ほど聞き忘れたのですけれども、幸町地区が1万660円残っているのと、本町地区が7,594円なのです。これについては、例えばその他収入等で黒字にするということが意識的に行われていないかどうかという確認をまず1点です。
もう一点は、運営委員会の役員報酬はトータル5万円以下ということについては今回もまた踏襲されて、それが打ち破られていないのか、それともその枠は取っ払ったのかということについて伺います。

横山副主幹

幸町地区コミュニティセンターと本町地区公民館、この2館が収入から支出を引いた余剰金の額、これが少ないということでございます。まず、ここの施設につきましては、大変ご努力はいただいておりますが、なかなかいろいろな関係で、施設の運営上かなり厳しいようなぎりぎりの状態で3月までまいっております。3月の時点で、どこまでできるのかというようなことを日々それぞれ苦悩されながら進められて、何とかこういった形になっていると理解をしております。

それから、2点目でございます。役員報酬の関係につきましては、昨年清水委員さんからいろいろご指摘いただいたことはございますけれども、特段私どものほうから、その枠を取っ払うというような話でももちろん合意等もしておりませんし、文書等も送付しているようなことはございません。

清水

1点目、もうちょっとはっきり言ってほしい。努力をした結果、町内会連合会運営委員会の母体は連合会だよね、普通は。そこの他団体からの繰り出し、繰り入れ、こういったものがあつたのかどうかというのを僕は聞いているのです。それと、もう一つは、今滝川市が施設の利用率が非常に低いと、特にコミュニティ施設は約1割しか使われていないと、だから施設の統合あるいは縮小するのだということを大々と言っているときに、民間の公募にすればふえるかもしれないけれども、いろんなこれまでの流れからいって非公募のままでやっているのですと、これは考え方が矛盾しているのです。しかも、資本金がないと、投資力がないと。役員報酬も5,000円ぐらいのものだと、そして赤字になったら補填もしなければならない。こんな団体が期待するような利用増なんかできるわけない。それだったらそれで、それに徹するのであれば、施設を統廃合するときの理由にコミュニティ施設の利用率が低いなんてことは書くべきでない。どっちかにするべきだ。低いなら低い、これは理由があるのだから低いというほうでいくのか、上げるのなら上げるで、今何が問題で、だから公募にして上げるだとか。上げられないのが誰が考えても当たり前のようなことで低いということを問題にするという今の流れはおかしいのでないですか。

横山副主幹

先ほどちょっと説明が足りないようでした。2館ぐらい収入が少ないところがあると言いましたけれども、そのうちの1館につきましては連合会から借り入れを今年度もしたということがあります。そういった形での決算ということになっております。

それから、利用が低いということですが、先ほども申しましたけれども、基本的に必ずしも物事1つではないと考えておりまして、例えば法人の形というものもいろいろございます。例えば株式会社ですとか、有限会社といったような純粋に利益を追求していくという法人もございますし、NPO法人、社会福祉法人、それから法人格はございませんけれども、今回のような町内会といったようなさまざまな形があろうかと思えます。それぞれの方々、団体、会社、

個人、市民、こういった方々がそれぞれの役割を果たして、いろいろな形の施設をそれぞれいろんな形でやっていこうと。必ずしも一本の形で統合して、全て営利、営利という形で進むとは考えてごさいませんので、くらし支援課としては住民サービス、地域力向上、こういったことを進めるためにもまだまだこの施設、地域コミュニティ施設という形での取り組みが大切だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

清水

まず、連合会から借入れというのは、これはあるべからざる話で、明らかにここまで二人三脚でやっているのだ、実態としては。二人三脚でやって赤字が出る施設については、これは途中で補正予算組んでも管理代行負担金をふやすということを決断しないとだめです。赤字のままだったら未払いが生ずるわけだから、それで仕方なくどこかから持ってくるというたら連合会から持ってくるしかないわけで、これはまずいです。改善すべきということが1点目。もう一つは、何か物すごく、答弁を聞いていたらおかしいことを言っていないようなのだけれども、法人と法人でない団体の差ってどれくらい激しいかわかっていますか。法人でなかったら、お金なんか貸してくれませんよ。銀行行って、運営委員会の名前で口座つくれませんよ、個人名です。法人でないのだから。昔はつくらせたかもしれないけれども、今の銀行は法人か個人か、そこにしかつくらせない。そんな団体が、お金も借りれないような団体が普通の法人と競い合って成果を出すなんていうのは、それはおよそ難しい話なのだ。やれることとしては町内会とほとんど変わらない組織だと思えば、それは過大な10パーセントふやすだとか、そういう方針を持つべきではないです。もう見直しの時期に僕は来ていると思います。きちんとした法人の団体に指定管理をやってもらうならやってもらおうと、もしそうでなければ全部市が面倒見ると、どちらかに私は統一すべきだということで、部長のお考えをお伺いします。

樋郡部長

この件につきましては、私も途中から何年か携わらせていただいて、ことして10年過ぎるところです。それで、戻ってきて内容等も確認させていただいたりしたときに、当初スタートは地域との協働のまちづくりの目玉としてこの事業を町連協の皆様方からご理解をいただいて、ご無理をお願いした部分もあったかと思うのですが、それなりに皆さんにやっていただきました。それで、当初は委員もご承知のとおりそれぞれ収益を上げた分については全部地域で使ってくださいということもございました。しかし、税務署のほうから指導があった関係で、今は12分の1しか繰り越しはできないことになっております。ただ、毎月私どものほうでも報告を上げていただいておりますので、年度末近くになりましたら余剰金が出るころはわかるのです。ですから、当初のころはその余剰金を使って皆さんじゅうたんを張りかえたり、またカーテンをかえたりだとか、いろいろ施設を改善して使っていただいております。ただ、昨今は残っても無理をして取り組むということがなくなってきたというのは、これはうれしいことなのかもしれませんけれども、大きなものに取り組むには残った分は少ないだとか、多分いろんな事情はあると思います。そんな中で、今回は精算でお返ししますよということでのこの2館なのです。ですが、10年経過した中で、正直申し上げますと運営委員会の皆様方、これ以上続けるのは難しいというご相談を受けている場所も実は今年度出ております。それで、今年度25年度はお引き受けいただいているのですけれども、来年度に向けて運営委員会の皆様方ともこれら継続するに当たって、今清水委員のご指摘のこととかもあり

委員 長
田 村

ますけれども、ご相談させていただきながら26年度に結果を出していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございますでしょうか。

これは、会議なんかに出ていても難しい問題があると思うのだ。それは、各館が独自性を持ってやっているのはいいのだけれども、金銭的なことも独自性でやっている。私はわかりやすく言っているのだから。それで、例えば活動事務費、これは5万円が限度だというようなお話もあって、ここを見ると5万3,000円とか5万2,000円、これぐらいはいいでしょうと。でも、倍のところや16万円とか8万円4,000円だとか8万2,000円だとか、こういうところの活動事務費の内訳はどうなっているのか。それと、管理人件費です。私は、この間もコミュニティ会議のときに聞いたのだけれども、お客さんが来る、来ないにかかわらず管理人が詰めているというところがあった。そういうところは市主導で改善していくようにしていかないと、単なる町連協を中心とした指定管理者制度というだけで、これは決して営利会社ではないという意味合いで、残った12分の1以外のものは返すと、これはすばらしいことだし、税金を払わないのでなくて、これは税務署から公共性を見て、こうやったほうが逆にいいのでないかということをやっていることだから、これに対して残ったものは税金を払えばいいなんていうことにはならない。だから、コミュニティセンターの協議会でもっとそういう重点的なところを煮詰めて結論を出したほうがいいと思う。いつも結論を出さないでうやむやで終わっているのです。だから、ずる賢くやっているところはずる賢い決算を出してきている。それが見えるのが活動事務費なのです。それと人件費なのです。管理人件費。この辺を精査しながら、この改革をすべきだと思う。それと、利用度が少ないとか、地域としてもう要らないというようなところがあったりしたら、これはやっぱり統廃合も含めて考えていかないと、地域の人口も減っているから、それは少し近いところが1つなくなっていくにしても、使う人は使うのです。それと、これに対して営業活動なんていうのは不可能です。コミュニティセンターを指定管理しているから、営業して使ってほしいと、そういうことはあり得ないのです。自然に来るのを待っているという状態が全館だと思う。だから、清水委員の質疑もそういうところもわかって質疑しないと答弁に困ると思うのです。それで、コミュニティセンターの会議のときには、今言ったこの二、三点を重点課題にして協議すべきだと思う。そうすることがいいと思いますが、どうですか。

配野課長

田村委員の貴重なご意見ありがとうございます。まず、お客さんのいないときに管理人が出ていて人件費がかさむだとか、こういった件につきましても、私どもとしても予算審査特別委員会の清水委員の質疑の中にも留守番電話はどうなっているのだというものがありませんでした。その辺は統一して、電話があった場合についてはこちらのほうから電話をかけるというような対応に統一しておりますし、そういった部分で削れる部分は削っていきたいという考えで進めております。活動費につきましても、この決算の中身を見ましたら超えているという部分が見受けられるというか、そういう数字にはなっていますが、これは役員手当だけではなくて、きょうで終わりましたけれども、コミュニティセンターの窓ガラスを洗ったときに出すジュース代だとか、周辺作業を行ったときにかかった経費だとか、そういうのも含めてこの中に入っているということになります。最終的には、それぞれのコミュニティセンターで事情も違うというの

は承知しておりますので、年に2回なり行われる連絡協議会の中でそういった議題を出しながら、知恵を拝借していい方向に進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(5)、滝川市男女共同参画計画の策定について説明を求めます。

(5) 滝川市男女共同参画計画の策定について

横山副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(6)、平成24年度ごみ処理状況について説明を求めます。

(6) 平成24年度ごみ処理状況について

原田副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(7)、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(7) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

石川参事

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
ここで市民生活部の説明が全て終わりました。所管の入れかわりを行いますので、10分休憩を入れたと思います。
暫時休憩といたします。

休 憩 15 : 05

再 開 15 : 20

委員長

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。
時間も大分過ぎておりますので、質疑、答弁等につきましては、その要旨を簡潔によろしくお願いいたします。
保健福祉部におきましては議案関連は(8)、(10)、(12)となっておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、(8)、平成25年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(8) 平成25年度一般会計補正予算について

国嶋課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。

清 水

生活保護基準額見直しについては、今途中だということで、今市のほうにきている数字というのは、ここに書かれているのはかなり要約したものだと思うのですが、既に一定の表だとか、具体的な数値だとかというものは示されているのでしょうか。特にここでいうと冬季加算の設定変更だとか、これまで65歳以上のお年寄りは若干減ると、少人数世帯は余り変わらないけれども、多人数世帯が大きいとか、そういうものが出ているのだけれども、こういった表現というのは私も初めてなので、もし一定の数値とか出ているのであれば、冬季加算についてお伺いしたい。

国嶋課長

冬季加算についても生活扶助額についても、一定の予定として金額は示されております。ただ、この改定の難しくなっている肝は、資料の見直し予定の一番初めになりますが、25、26、27の3年間で見直すと、8月1日で改定を行いまして、1割以上の減額になる場合はそこで暫定で修正がまたシステム上入ると。ですから、最終27年度までに示された扶助基準額まで下げるという改定になります。お話にありました冬季加算等、これは従来と金額的にはほとんど変わっておりませんが、人数の設定、今までは1人幾らの掛ける世帯人数だったのが、ある程度多人数世帯の部分は同時に使うということでもとまっていると、10人目以上、多人数、滝川市では例はありませんけれども、それ以降については1人幾らで加算されるということになります。ですから、指摘されている問題点といたしましては、单身の方の扶助額がなかなか厳しいと、反面多人数世帯の方については人数掛ける単価基準という設定でしたので、人数が多ければ多いほど、極端な話扶助額が月収30万円を超えてしまうようなモラルハザードのような事例も起きておりました。その修正を今回のシステムで3年間かけてやるというのが肝になっております。このほかに、お耳に入っていると思いますけれども、いろんな実施要領の改定というのはこちらのシステムとは関係のない話になります。

以上です。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(9)、二の坂保育所における感染性胃腸炎患者の発生についての報告を求めます。

(9) 二の坂保育所における感染性胃腸炎患者の発生について

中川部次長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

窪 之 内

対応のことについての児童が使うタオルのことなのですが、改善されるまでペーパータオルと、児童がどんなときにタオルを使うのかというのがよくわからないのですが、そのタオルが重ねて干されていたということが例えば二の坂だけではなくて、ほかの保育所でもあるということや、ノロとかロタウイルスとかいろいろなことを考えると、金銭的なことよりも、大事をとるということであればタオルをずっとペーパータオルにするというような考え方はないのかどうかを伺いたいと思います。

中川部次長

委員さんおっしゃるとおり、児童が使っているタオルが一部重なるようなつるし方になっているということに対する改善ということなので、これがすぐ今回

の感染性胃腸炎の拡大につながったとか、そういうことでは全くないのですけれども、大事をとってといいますか、今後のことも考えるとそういったつるし方はよくないということだったので、改善方法は今各保育所のほうで考えていただいています、ペーパータオルをずっと使い続けるかどうかについては、今回終息に向かっていているところもあって、今現在そういった改善が実施されるまで二の坂のほうでペーパータオルを使っておりますが、将来的に今後これを機会にということについては、もう少し今後の推移を見守っていきたいということと、改善がなされれば、学校もそうなのですけれども、手洗いの後のハンカチというのは日常の生活指導で必ずハンカチを持って自分のハンカチを使いなさいということが前提になっていますので、保育所もそういったことを前提にまず考えていきたいと今は思っています。

窪之内

ハンカチはトイレの後とかに使うというもので、洗濯は保育所がするのではなくて、自宅でしたものを持ってきてかけてあるという状況だと。そうなれば、手を洗う、拭くという生活指導をとっているので、学校もハンカチだということなのだろうけれども、トイレの手拭きということであれば、ペーパータオルをとって手を拭くということも生活指導の一環だと思うので、今後の推移を見て、いろんな感染を減らしていくということで見れば、そういった方法をとるということもあり得ると思うのですが、それは積極的に見ていくというのか、これが原因だとわからなければ、タオルという方法をとるということが大きな前提なのか、改めて伺いたいと思います。

中川部次長

保健所の指導が、もし仮に中で感染性のあるウイルス等が発生して蔓延していて、子供が手洗いのたびに手を拭いたと、その中で接近したタオル同士でもって広がるということになれば困るので、接近しないように離してかけてくださいということだけでした。保健所のほうでは特にペーパータオルにかえなさいということではなかったのです。今の段階では臨機の対応としてすぐ離してということが物理的に無理だったものですから、今はペーパータオルを使っていますので、今後ほかの保育所も含めて離れた形でのタオルの保管ができるのであれば、そこまで及ばないであろうというのが今の考えです。

委員長
清水

ほかに質疑ございますでしょうか。

まず1点目は、小中学校等での状況についてはどのように把握されたかと。2点目は、受診中の発生というか、これがノロウイルスという特定ができない。これを見ても23日までに疑うというのはなかなか難しいのかなと、インフルエンザも同じような胃腸炎症状があるということですから、そういう中で、特に嘔吐だとかが少ない時点で、例えば病院で調べてくださいとか、なかなかそれも難しいと思いますけれども、お年寄りの中にはノロウイルスで亡くなるというケースもある。お子さんの場合重篤化するということはそれほどないということであれば、それほど対応の変化もないと思うのですが、嘔吐症状が若干数出た場合の保育所における今後の対応ということについて何か考えていることがあれば伺います。

中川部次長

最初の1点目の小中学校の状況ですが、24日すぐ逐一学校教育課のほうには連絡を入れておりました。まず、保健所が調査に入るという段階で、午前10時ごろ連絡を入れていまして、もしかすると感染性胃腸炎の疑いがあるということも伝えまして、二の坂保育所なので、一応第二小学校が近いということで、第二小学校には情報を入れてほしいという話をしております。その後小中学校の

状況はうちのほうで把握していなかったのですが、途中で先週の金曜日、あと月曜日ですか、学校教育課とは常にやりとりをしていた段階では、小学校でもそういうふうにあつていたりとか、中学校でもそういった下痢とか嘔吐している子がいるという話は伺っていないので、そういう子は少なかったと思っております。ゼロかどうかはわからないのですが、ただ連携はずっと常にとっております。

それと、2つ目の広がりが少ない段階、あるいはこちらの資料2にもございますとおり1歳児の嘔吐が17日と20日にあったのですが、この時点ですという話だとは思いますが、1歳児のお子さんが嘔吐するというのはそれ以外の要因、病気でない場合も嘔吐することもあるものですから、なかなかそこら辺押さえにくいと思います。ただ、嘔吐した場合は、保育所はもちろん保育士は嘔吐した後の処理というのは皆さんわかっていますので、万が一を考えてきちんとした処理を行っていますので、そういった点は必ずやっていたということで、結果として保健所もおっしゃっていただいた保育所内での広がりということではないだろうということをお断りいただいていると思っております。ですから、今後も、基本的なことなのですが、嘔吐した子供がいたときの処理だとか、あるいは保護者との連携ということは常に持つようにして、少なくとも公の施設の中でそういった菌の感染が広がるということのないようにしていきたいと思っております。

清 水

22日に給食調理員が嘔吐しているのです。成人が嘔吐するというのはかなりまれなことで、この時点で疑って保健所に通報ということも考える必要があると思うのだけれども、これによると通報したのは24日ですね。22、23日はどういうふうに保育所、また子育て応援課で対応したか、子育て応援課にはすぐ連絡があったのか、そこも含めて、先ほど説明があったと思うのですが、子育て応援課にいつあったのか、22日の職員の嘔吐で対応がとれなかったのか等について伺います。

中川部次長

子育て応援課には24日の午前9時40分まで連絡は何もないです。こういった感染性の胃腸炎は病院の段階でどういった判断を下すかということについても、まず検便をとらないと病院でもわからないのです。ですから、検便をとるかをとらないかというのは医師の判断になってしまうものですから、24日の時点でも市立病院の小児科の先生からは、6名受診したけれども、検便はとっていないと聞いていたものですから、我々としてはそれが感染性胃腸炎か、何が原因というのは、出てきた事象というか、何人欠席して、嘔吐してそういった症状があったということまでは把握はできても、それが何であるかということについては保育所とか子育て応援課で判断するというのはなかなか難しいと考えております。お医者さんからの処方聞いても、吐きどめとか、そういった対症療法的と言ったら申しわけない、そういう言い方にならないのかもしれないですが、そういった治療を施していただいていますので、治療内容から例えば何かを推測するというのも、保護者のお話から保育士が判断するというのは難しいと思っております。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。
続きまして、(10)、平成25年度一般会計補正予算について説明を求めます。

須藤主査 小峯副主幹 委 員 長	(10) 平成25年度一般会計補正予算について (別紙資料に基づき説明する。) (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わりました。 質疑ございますでしょうか。 (なしの声あり)
委 員 長	それでは、報告済みといたします。 続きまして、(11)、通信端末を利用した地域の見守り実証事業の結果についての報告を求めます。
須藤主査 委 員 長	(11) 通信端末を利用した地域の見守り実証事業の結果について (別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わりました。 質疑ございますでしょうか。
木 下	今現在ですけれども、この見守りのシステムを利用している方は何人おりますか。
須藤主査	4月以降、東滝川地区、継続利用されている方が6名おります。その後江部乙地区で1名希望があり、設置をしたのですが、この方については認知症があり、扉をきちんと閉めないということで、これは取り外しを行っております。今現在としましては、6名の方が利用しております。今後また来週、ケアマネジャーの方の集まりがありますので、そちらのほうでもPRをしていきたいと思っております。
委 員 長 窪 之 内	そのほか質疑ございますでしょうか。 緊急通報システムの際は2人の支援員のような方が必要で、何かあったときに鍵を壊して入らなければならないというようなことがあったのですが、この端末もドアがあかない、鍵がかかっているという場合には鍵を壊してもいいということの確認書をもらうのか1点と、緊急通報システムの場合はサービスを受ける人が2人探さなければならないというのがあったのですが、地域支援員というのは通信端末サービスを受ける人が探さなくても、見守りセンターか何かのところでやってもらえるようなものになっているのかどうか、それだとサービスを受ける人との関係でいいのかということもあるので、その辺のシステムはどうなっているのかお伺いしたいと思います。
須藤主査	まず、緊急協力員の部分なのですが、地域支援員については、緊急通報システムと同様まずは本人が探していただくというのが前提となっております。ただ、緊急通報システムも同じですけれども、2名の方という形にはしております。ただ、地域の会合とかで説明に行った際には、その2名の確保がなかなか難しく取りつけもちゅうちょするというお話も聞いております。ですから、少なくとも1名ということで今お話はさせてもらっています。今回地域支援員という部分につきましては、2名ではなく1名とさせていただきます。これも実際非検知時につきましては、社会福祉協議会のほうから地域支援員の方に電話をして、様子を見に行ってもらいたいというお話をさせていただきます。地域の方が真っ先に現場に急行するほうが早期の安否確認はできると思っています。ただ、見当たらないということで、地域の方が家に即入るということは想定はしておりません。あくまでも現場を確認をしていただいて、情報をいただく。その後市のほうで関係機関と連絡を取り合い、また緊急連絡先にも連絡を

して、突入の際には警察と一緒に入るような形をとっております。それに際しましては、申し込み時に緊急時には中に入らせてもらいますという誓約書はいただいております。

以上です。

窪 之 内

本格実施になってから月が余りたっていないし、認知されていないということが原因と考えればいいのか、東滝川では進んでいないので、その辺の理由についてはどのように考えればいいのかお伺いします。

須藤主査

東滝川で今回実証事業をしましたけれども、中にはドアのあけ閉めが不安だという方であったり、外出して帰ってくるまでの時間、特に夕方については煩わしさがあるというお話もありました。もう一点は、あくまでも早期の安否確認、倒れていることが前提となっておりますので、そういう意味では緊急通報システムというものが一番いいのではないかという方がおりました。それと、これは私たちの反省点でもあるのですけれども、東滝川地区で今行政でやっている福祉サービスについてご存じでしょうかというお話もさせていただきました。実際に知らない方が多いという回答が得られていますので、やはりPR不足というのも否めないと思っております。その部分につきましては、今後町内会、民生委員、そして老人クラブ、あとは介護サービスの支援をしている事業所等にPRするとともに、ご家族の方にもPRをしていきたいと思っております。以上です。

委 員 長
清 水

ほかに質疑ございますでしょうか。

このシステムってまだ開発中だという気がするのです。ただ、緊急通報システムで僕がすごく記憶にあるのは、ペンダントを持っていればまだいいのだけれども、持っていないでも押せないのだということで、これは非常に開発の価値があるという点ではずっと続けてほしいと思うのですが、一方、100人がこれ利用したというときに結構ハードだとか、また電話はざっと計算したら、100人が利用したら1年間に1,000本の電話が入るという感じなのです。そうすると、1日に3本か4本なので、大したことはないです。そういう点では、確かに事前連絡を忘れるのは、これはお年寄りの当然のことで、一回セットしてしまえばそんなに手間のかかる、人手のかかるものではないかと。5回の訪問が50回の訪問になる、このあたりは地域のご理解も必要なのだけれども、そういう点も含めて今後の考え方について伺います。

須藤主査

当然一回セットしてしまえば本人にとっては、手間のかかるものではないと思います。設置は市役所の職員が行って設置します。あとは扉の開閉、時間の設定によって開閉をするだけですから、面倒なことはないと思います。ただ、先ほども東滝川の例を挙げさせていただきましたけれども、当然非検知ということになれば社会福祉協議会のほうから地域に連絡が行って、やはり安否確認を行わなければいけないということが出ます。要は、自分がたまたま外出をしていたと、けれども地域の方が心配する、社会福祉協議会も心配するということの煩わしさということで、利用者ご本人さんがやっぱり利用しないという事例は今のところ出てきております。ただ、私どもとしては、緊急通報システムが利用できない方、特に携帯電話しか持っていない方というのは今ふえてきていると思います。そういう方、そして重度の疾患がある方、先ほど委員さんもおっしゃっていましたが、ボタンが押せない状況の方、認知症がある方もおりますけれども、そういう方のためにこの通信端末機器というのはどんどんP

Rしていく必要があると思っております。
以上です。

委員長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(12)、平成25年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(12) 平成25年度一般会計補正予算について

白石副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(13)、健康づくりスタートアップ講演会について説明を求めます。

(13) 健康づくりスタートアップ講演会について

小野寺副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(14)、定期予防接種の追加についての説明を求めます。

(14) 定期予防接種の追加について

織田主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

副委員長

テレビ等の報道で今回子宮頸がんの予防ワクチンの副作用についての特番が組まれていたような気がしますけれども、どんなワクチンでもそういうものがあると思うのですが、滝川市の現状の中で過去からそういう動向がありましたら、教えてください。

織田主幹

確かに今子宮頸がんワクチンに関することではワクチンの副作用ということでの報道関係がもろもろあります。先日厚生労働省のほうからも、実際にあった報告件数に関してはありました。滝川市においては、現状のところまだ報告件数はございません。ただし、先日市内の医療機関の先生たちと協議する会がありまして、現実的には副作用報告ということにはなっておりませんが、実際には子宮頸がんワクチンに関しては筋肉注射ということで、注射した後の筋肉痛というか、1週間ぐらい腕が上がらなくて痛いというようなこととか、あとは打つ方が思春期のお子様ということもありまして、かなり抵抗もありまして、打った後に失神まではいかないのですが、ちょっと気が遠くなるとかということで、10分、15分休んで帰られたら治るとか、そういうような事例は少し見受けられたようですが、副反応報告としては滝川市においてはございません。
以上です。

委員長

ほかに質疑ございますでしょうか。

窪之内

報道で見ると、子宮頸がんワクチンの副作用の率というのはほかのワクチンと比べても率的には多いわけではないということで、厚労省もこのまま継続してやるという方向をとったと載っていたのですが、率的には少ないのかもしれない

いけれども、今記憶はないのですが、たしか1,000人を超す方がいたということで、手足の麻痺とか深刻な副作用になるということもあって、ワクチンで予防できるということは本当に素晴らしいことなのですが、そういう副作用の例が出たということの対象者に知らせて受けてもらうということが必要なのではないかなと思うのですが、その辺の周知、先ほど言ったように筋肉が痛くなるとか、失神等になるようなこともあるとかというようなことがあるのであれば、一定の症状が出るのだよということもきちんと知らせた上で受けてもらうということが必要だと思うのですけれども、そうした副作用の事例とか受けた後の状況についてきちんと説明するということについてはどのように考えておられるか伺います。

織田主幹

子宮頸がんワクチンに関しては7医療機関で個別接種ということで、先生たちもこのような状況はご存じで、事前のご説明、あとは事後の説明等もかなりされているというのが現状でございます。こちらのほうからは、個別接種に関しては副作用前提ということに周知は余りしていません。その辺に関しては体調のいいときを選ぶことと、それから受ける前に先生とご相談の上、受けるようにというような形での個別周知になっております。そのほか、今このような報道が出てから電話相談でお母さんたちから何件か来ているのですが、こういうものに関しては、あくまでも期間がありますが、現状のこの中で不安を抱えているお母さんたちには少し様子を見ながらということと、それでも受けたいという希望とまざっている方には接種機関に行って先生とご相談の上受けるようにということのご説明をしながら進めているところです。

以上です。

窪之内

3回の接種ということなので、強制ではないと思うので、その期間の中に3回、どんな期間置くのか私もわからないのですけれども、お医者さんはもちろん知っていると思うのですが、医療機関に行ってから先生と相談するというのではなくて、対象の生徒さんに、親御さん向けのものでいいのだけれども、今そういう問い合わせもあるということから見ると、私は市としてお医者様任せにするのではなくて何らかの情報提供をするべきではないかなと思うのですが、その辺について考えてみていただきたいと思うのですが、お考えを伺います。

織田主幹

委員さんのおっしゃるとおり、相談をしてくるお母さんに対してはいいのですが、抱えている方もいると思うので、個別の通知に関してはもう4月時点でしていますが、このような報道が起きているので、実際に未接種者の方がこちらのほうで把握できていますので、そういう方への周知を少し検討したいと思っています。

以上です。

委員長

そのほか質疑ありますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

ここで休憩を入れまして4時35分より会議を再開いたします。

休憩します。

休 憩 16:25

再 開 16:33

委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

2. 第19回厚生常任委員会における質疑に対する答弁について

2、第19回厚生常任委員会における質疑に対する答弁についての説明を求めます。

まず、1点目と2点目と続けて、地裁判決による関係職員評価への影響について、懲戒処分の見直しが行えない理由についての2点について説明を求めます。

・地裁判決による関係職員評価への影響について

・懲戒処分の見直しが行えない理由について

田中課長

前回の委員会に私出席しておりませんでしたので、持ち越しに対する答弁ということでお答えをさせていただきますけれども、地裁判決による関係職員評価への影響ということですが、一般的に職員の評価がどのように行われているかという視点でお答えをさせていただきます。勤務評定というのが毎年ございます。年に1回、基準日10月1日ということで行っております。それぞれ役職ごとに評価者がおりまして、それぞれ項目に沿って点数制によって評価をしていくということになります。ですから、この地裁判決がそれにどう影響するのかということにつきましては、今の段階では何ともお答えのしようがないというところでございます。

それから、懲戒処分の見直しが行えない理由ということでございます。これは、まず非行、違法行為、非違行為と言いますけれども、同一の非違行為に対しては重ねて懲戒処分を行うことはできないということがございます。根拠ですけれども、これは判例と、少し古いのですけれども、自治省の行政実例というところが根拠になっておりまして、行政実例としましては1個の義務違反に対し2個以上の懲戒処分を科することはできないというものがございます。ですから、同じ状況において重ねてそれに改めて懲戒処分を科すということとはできないということになっておりますけれども、ただ違う非違行為が発覚した場合は、その非違行為に対して懲戒処分をするということは可能だということになってございます。

以上でございます。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

1点目、2点目に共通する点なのですが、今回の場合は裁判という場で証人尋問なども含めて新たな法的拘束力のある中での事実認定、事実確定というのか、そうだろうとかという予想で物を言っていたものが明確な断定がされるという場合というのは一般的には非常に少ないと思うのです。懲戒処分をした場合でも。例えば懲戒免職とかになってしまえば、それはその裁判でいろんなことが出ても懲戒免職は変わらないのです。けれども、通常裁判になるときというのは懲戒免職なのです。停職だとか、そういうような状態で仮に刑事裁判にいったと、刑事裁判では有罪になったと、その場合でも停職のまま終わるとというのが僕はぴんとこないのです。一般的には行政実例でいいと思うのだけれども、懲戒免職以外、もっと軽い処分を受けた人がその事件で有罪判決あるいは損害賠償判決を受けた場合には、有罪判決を受けたのにこの人は懲戒免職にならないのかと、そういった場合例えば自分でやめるとかということはあると思う。これは、僕はいかに実例があったとしてもそれはそれで、行政として考える新たな分野だと思う。例えば2回やったとしても、それが絶対おかしいということでないという、事例は示せないけれども、そういうのも読んでいます。だから、裁判という今回のような事例でも全く1個の義務違反に対し2回はし

ないということが貫かれるのかと、例外は全くないのかということ。

もう一つは、後で事実経過がはっきりわかったというときもあると思うのです。だから、ある事実で懲戒処分を受けたと、軽い処分を受けたと、後日実はこんな話だったのだということがわかったという、僕はそういうことたくさんあると思う。こういうことがあったからと言えないのが説得力がないのかもしれないのだけれども、そういう場合は同じ義務違反ではないという捉え方できないのか、2点についてお伺いします。

田中課長

1点目、2点目と共通するのかもしれませんが、まず司法の判断、それが出たからこうでないかと、司法の判断は司法の判断です。懲戒処分というのは市長の裁量権です。司法の判断が出たから、連動して懲戒処分するということにはなりません。これは別個の問題です。司法の判断で、例えば刑事罰であれば禁錮以上であれば失職とかとありますけれども、今回の場合は民事ですけども、判断があつて、それがこうだから懲戒処分をなささいよということには、連動性はないのです。これは別個の問題です。市長の裁量権の範囲でどう判断するかということになります。

それと、後からわかった場合というのがありますけれども、先ほどもお答えしましたけれども、後で別の非違行為が発覚したときにはその非違行為に対して懲戒処分ができるということです。ですから、状況は何も変わらないで、この人反省していないから、もっと重くするということとはできないです。新たな非違行為が発覚すれば、それに対してできる可能性があるということです。それを判断するときには市長の裁量権の中で、先ほど言いました一事不再理の原則と、さまざまな原則がありますけれども、それに基づいて判断をして、やるとすればそういうことになるということです。司法との連動性は、基本的には別個の問題と考えなければいけないです。

清 水

今のご答弁で、刑事裁判で禁錮刑以上が出た場合は、それは懲戒処分に値すると言いました。要するに今の懲戒規定で、こういう事例は免職だというのがありますが、例えば停職処分でしたと、その事案で刑事裁判が行われた、その結果禁錮刑が確定したと、それでも懲戒免職にはしないということですか。同じ事案について新たな懲戒処分はしないということを明言しますか。

田中課長

先ほど申し上げたのは、地方公務員法で禁錮以上になると失職という規定があるのです。それは、懲戒云々でないのです。地方公務員法に基づいて失職してしまうということです。ですから、一般論の原則では、懲戒処分と刑事処分は重ねてすることはできます。そういうことです。ただし、司法の判断と懲戒処分の判断は連動はしないということです。市長の裁量権の中で懲戒処分を行うということです。

清 水

もう一度確認します。地方公務員法で失職しない程度の刑罰が刑事裁判で行われても懲戒処分の見直しはしないと確認していいですか。

田中課長

今一般論でお話ししていますので、見直しをする、しないではなくて、刑事処分が下ったにしても、それが例えば失職しない場合であつたとすれば懲戒処分の指針に沿って市長の裁量の中でどういう懲戒処分が妥当かという判断は出てくると思います。

清 水

今言われたことは、刑事裁判の刑罰によって、場合によっては同じ事案で懲戒基準の見直しで処分するという答弁なのです。一番最初には、1個の義務違反に対して重ねてはしないとはっきり言ったわけです。しかし、刑事裁判で今言

田中課長 ったような場合は見直しがあり得るというご答弁だと解釈していいですね。見直しということではないです。刑事処分と懲戒処分を重ねてすることができますと言っただけです。先ほど言った一事不再理の原則というのは、それは懲戒処分に適用されますので、見直しをする、しないというのは要するに一つの非違行為に対してはできないという原則はありますけれども、違う非違行為が後で発覚した場合にはそれに対して新たに懲戒処分はできるということです。見直しということではないです。

清 水 僕が確認していることについて言い直されるので、僕の言ったことについて確認してください。刑事裁判で失職にならない程度の刑罰その他、その他というのは例えば起訴猶予というのがあるよね、あるいは執行猶予というのがあるよね、罰金もあるし、いろんな段階があるのだけれども、それで刑事罰は受けません。しかし、どんな刑事罰を受けようが懲戒処分の見直しはないということで確認していいですね。

田中課長 見直しという言葉が使われると、それは見直しはできないと言いますが、先ほどから私が言っているのは、懲戒処分というのは市長の裁量権で市長が判断をしますと、刑事罰でこういう罰が出たから、懲戒処分はこうですという連動性はないということです。ですから、1回受けたことを清水委員は言われているのかもしれませんが、ある事案があつて、それに対して懲戒処分もします、それに対して刑事処分を行います、そういう事案があつた場合にはそれぞれが別々で成立していくということです。

清 水 田中課長 刑事処分はいいのです。そのときに新たに懲戒処分はしないということなのか。新たに非違行為が出た場合には、それに対する懲戒処分というのはいり得ます。そういうことです。

清 水 新たな非違行為というのは何を指しているのか、例えば今回の生活保護不正の支出がありましたよね、この事案の中で過失とかそういうことが、今回は刑事裁判でないけれども、仮に刑事裁判で出たときに新たな非違行為というのは一つの事案でこんなこともやっていたのだということが出た場合も新たに懲戒処分し直すこともあるということですね。

田中課長 言葉尻を捉えて申しわけないのですけれども、し直すということではないです。新たにそれが出たとき、これは一般論で言っていますから、どんな事案だということを私もなかなか言えませんけれども、新たな非違行為が出た場合にはその行為に対して新たな懲戒処分をしますということです。

委 員 長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 それでは、この件については報告済みといたします。

続きまして3点目、4点目、5点目、6点目、就任時の前副市長への情報提供について、監査委員の職務内容について、副市長の監督権について、元秘書課長の福祉事務所への確認内容について説明を求めます。

- ・ 就任時の前副市長への情報提供について
- ・ 監査委員の職務内容について
- ・ 副市長の監督権について
- ・ 元秘書課長の福祉事務所への確認内容について

国嶋課長 私どもから、まず1点目、前回の委員会で質疑がありました18年3月時点で当時の新旧助役に今回の生活保護詐欺事件の主犯であります主世帯が滝川に来滝

し、生活保護を受給、タクシーに乗っていることは伝わっていたのではないかと
いうことでしたが、その事実はございません。

次に、詐欺事件にかかわる監査委員の職務内容についてでございますが、監査委員の職務に監査以外の調査をして市長に報告するという職務はあるのかという質疑でございましたが、これは20年6月23日の第2回定例会で清水市議ご自身が八幡監査委員に質問され、答弁をされております。その中で、市議ご自身が内部検証報告書の記載を読み上げられておまして、内容といたしましては緊急を要することで監査講評では守秘義務の関係から病状や病院名は公表できないため、現金出納検査の一環として緊急調査報告として取りまとめ、副市長に報告したという答弁をされております。次に、その実施した調査は何に基づく調査なのかという質疑でございましたが、以上のことから現金出納検査の一環としてという明言を監査委員がされておりましたので、これについては地方自治法第235条の2に基づく調査を実施したと、ただ上記により監査報告には至らないと判断したことから、緊急調査報告をしたと答弁をされております。次に、監査事務局長が巨額のタクシー代に気づいたのはいつかということで、これについても同第2回定例会、清水市議の質問に八幡監査委員が20年、18年の10月25日、議会選出監査委員との雑談の中で請求書のコピーで初めて知ったと答弁されております。次に、監査委員と局長しかこの件にかかわらず、他の事務局員、議選の監査委員は知らなかったのは事実かという質疑でございますが、調査は前監査委員と監査事務局長で実施されたと聞いております。6月23日の前監査委員の答弁では、議選の監査委員には口頭では報告しておりますが、正式な監査となっていないため、合議には至っていないという答弁を当時されております。

次に、3番目、副市長の監督権ということですが、今回地方裁判所の判決におきまして地方自治法第242条の2第4項の当該職員に該当せずという判断がされております。しかし、第167条の監督権、これは副市長の指揮監督権についての規定でございますが、それはあるのではないかと、なぜ触れられていないのかという質疑でございましたが、争点としての提示はございません。裁判所の説明がない根拠ということは、責任を持って明確には答弁できませんが、訴訟代理人である顧問弁護士のほうとも協議し、また当職の判断といたしましては、今回は住民訴訟であります。基本は、あくまでも地方自治法第242条の2第1項第4号に基づく4号訴訟であります。これは、財務会計上の行為を問題とした住民訴訟になります。これに伴って、この行為に当たっての指揮監督権、補助義務責任というのが求められておりますので、前段となります自治法の4号訴訟の当該職員に該当しない副市長には当然指揮監督責任についても触れられていないのかなという判断をしております。住民訴訟については、自治法の第167条に基づく副市長の監督責任を求める訴訟ではないというのが理由になるかと思います。

次に、最後ですが、19年2月、副市長の指示を受けた秘書課長の確認は誰に何をということでございますが、これは24年9月21日、第3回定例会の質問におきまして当時の市長がお答えしております。前市長の指示を受けた当時の秘書課長が当時の査察指導員に確認したと、法律上、制度上問題なく、北海道の監査でも問題なしと判断されたということを確認して市長に報告したという答弁をさせていただいております。20年第1回定例会におきましては、前市長は保

健福祉部長は問題なしと判断していると報告を受けたという答弁をされておりますが、保健福祉部長という個人の職名の単語でお答えしておりますけれども、査察指導員に確認した内容については福祉事務所としての共通認識であることから、単なる言い間違いではないかという判断をしております。また、当時の秘書課長にも確認させていただきましたけれども、秘書課長のほうから部長という単語では説明していないと、福祉事務所に確認したけれども、これこれこういう内容であったという報告をされているということでございます。また、個別に前市長が保健福祉部長に確認したのかと思って、言い間違いについては特段訂正の必要は感じなかったというお話でございました。

以上です。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

先ほどの4号訴訟ということについて、なぜ住民訴訟は4号訴訟ということでそこに限定をされるのかという、その根拠なのですけれども、結局それは被告側の受けとめであって、それぞれの役割が地方自治法に定められていて、それぞれの権限は市の財務規則でも決められていて、副市長については特別に第167条で書かれているわけでしょう、それが該当しないというのは、それは判例か何かあるのですか、それがまず1点。顧問弁護士がどういうふうに、それを特別に第167条に非該当とする根拠。

それと、2つ目は、元秘書課長については、僕が前回聞いた趣旨というのは、市長の命によって秘書課長が調べるに当たって、主査にこういった重大なことを聞いて、それで報告、調査は足れりと、またそれによって市長の命を実行したということで、滝川市の標準の業務としてそれでいいのかという聞き方をしたと思うのです。今課長が言われたのは僕の質疑に対する答弁を並べられたので、それは僕もよく知っていますので、あるいは市長に対しては口頭報告しかしていない。こんなので本当によかったのという話を聞いたと思うので再度伺います。

以上です。

国嶋課長

まず、1点目ですが、これは清水委員の勘違いだと思いますが、住民訴訟の起こせる定義、訴えの争点は第1号から4号までに限定して規定されております。第167条について住民訴訟は起こせません。なおかつ、4号訴訟、損害賠償を求めるといふ主張は被告の理解ではありません。原告、住民訴訟を進める会がそれを訴えております。原告の主張であります。

次に、主査に聞くということですが、生活保護業務において査察指導員というのは、ケースワーカーを監督し、生活保護の制度については一番熟知している者であります。その者から現場の状況を確認するということは、失礼な話ですけれども、就任から約半年の保健福祉部長に確認するというより、秘書課長が実際の話を確認されたということについては不思議ではないと判断しております。

以上です。

清水

被告と原告の1点目についての説明は、そういうことで私も確認はしています。被告側としてそういうふうに捉えているのだと把握はしました。

2点目なのだけでも、僕はいまだにかばっているとしか言いようがない答弁だと思う。つまり管理職でない人間に対して、これは2月の時点ですから、監

査委員が調査に入ると、億単位のお金がタクシー代として払われているという、それについての命を受けているわけです。そうなったら、当然決裁権者に聞くというのは当たり前だし、今年だからどうだこうだと言ったけれども、市役所ってそんなに甘い課長は今でも思っているのですか。そういう人に対しては責任ある立場ではない、聞く必要はない、主査で十分だと考えているのですか。

国嶋課長

まず、1点目、確認、訂正をお願いしたいのですが、被告の判断ではありません。繰り返して申し上げます。原告が訴状で訴えている内容が4号訴訟でございます。

また、甘い、どうこうというお話がございましたけれども、清水委員もたまたまお電話をいただきますが、生活保護制度について疑義がある場合、一番詳しい職に電話されるのは査察指導員に電話をいただいております。その中で私のほうに電話をいただく例もございます。今回の事例については、特にかばっているどうこうということではございません。前秘書課長に確認して、市長からの指示を受けて、法律上問題ないのかという確認をその制度に一番詳しい当時の査察指導員に確認したと、その内容については保健福祉部長も当然知っている内容であると、所としてのその当時の判断であったということでもあります。

以上です。

清 水

最後に言われた保健福祉部長も知っている内容であるというのは、それが何を意味しているかということについて課長はどのように把握されていますか。

国嶋課長

今の質疑は、当然査察指導員に前秘書課長が確認したと、現在の制度、法律の制度上、もしくは北海道の監査でも問題なしという判断を受けたという内容でございます。これについては、そのときに部長に前秘書課長は聞いておりませんけれども、それは部長も知っている所としての認識でございます。

以上です。

清 水

滝川市は改革されていなければいけないのだけれども、1億円以上のタクシー代が使われているということがわかっていて、それを主査にとどめたということの異常性を国嶋福祉課長は異常だと感じないと私は受け取らざるを得ないのだけれども、そういうことでいいのですね、異常ではないと。

国嶋課長

大変申しわけございません。平成19年、私が在籍していない6年前について私の感想を述べることはできません。委員会という場で委員の方から質疑を受けた、その内容について当時の聞かれた者、聞いた者に確認した事実を間違いないように答弁しているだけでございます。

以上です。

委 員 長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

国嶋課長

関連でございますが、今回の控訴審、第1回控訴審が来たる7月17日、札幌高等裁判所で開催される予定だという通知がございましたので、ご連絡いたします。7月17日10時半からという1報が入っております。

以上です。

委 員 長

この件についてつきましては報告済みといたします。

これをもちまして所管からの報告事項はすべて終わりました。

3. 第2回定例会以降の調査事項について

委 員 長

3、第2回定例会以降の調査事項につきましては、別紙のとおりですので、お

目通し願います。
そのように確認することよろしいですか。
(異議なしの声あり)

4. その他について

委員長

4、その他についてでございますが、厚生常任委員会の視察の件につきまして議論をしたいと思います。

まず、委員長の私のほうから視察の件につきましてご提案だけをさせていただきますので、そのことについて皆さんで議論いただきたいと思います。

まず、1点目、日程についてでございますが、10月21日の週とし、まず皆さんに議論いただきたいところは、2泊3日、または3泊4日という日程がございますが、委員長の私のほうとしましてはいろいろな財政の関係から支出をなるべく縮小してほしいという依頼もあることから、少し窮屈であるかとは思いますが、2泊3日のご提案をさせていただきます。そして、視察場所、内容等につきましては、皆さんからいろいろご提案をいただいているので、今回は九州を中心に行いたいということでございますけれども、皆様のほうからご意見をいただきたいと思います。

まず、今申し上げたところまででご意見ございますでしょうか。
ここで休憩いたします。

休 憩 17:12

再 開 17:21

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

視察の案件につきましては、一応日程を10月21日の週に確定ということで、視察場所も皆様よりご意見をいただき、ほぼ二、三カ所を確定させていただいて、あとは2泊になるか3泊になるかというのは状況を見て近々に判断してご連絡したいと思います。そのようなことよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

5. 次回委員会の日程について

委員長

5、次回委員会の日程につきましては正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、第20回厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 17:22